

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成22年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年6月29日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 24人 第429号
 平成24年5月22日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 様

福島県知事 印

平成22年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

平成22年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
会津若松公共職業安定所	建物は厚生労働省との共有財産であり、県有財産台帳による県の所有面積は71.5㎡となっているが、登記上の共有持分（1万分の948）に基づく保有面積は67.87㎡であり、台帳記載面積を修正する必要がある。	平成23年2月4日付けで県有財産台帳の修正を行った。
会津若松公共職業安定所南会津出張所	建物は厚生労働省との共有財産であり、県有財産台帳による県の所有面積が17.3㎡となっているが、登記上の共有持分（1万分の363）に基づく保有面積は14.97㎡となっており、台帳記載面積を修正する必要がある。	平成23年2月4日付けで県有財産台帳の修正を行った。
太陽の国さつき荘	平成20年4月1日に社会福祉法人福島県社会福祉事業団に譲与していたが、県有財産台帳における処理が漏れていた。	平成22年5月6日付けで県有財産台帳の修正を行った。
太陽の国塵埃焼却場	過去に撤去済み（撤去時期不明）であるが、県有財産台帳の用途廃止処理が漏れていた。	平成23年2月4日付けで県有財産台帳の用途廃止処理を行った。
会津児童相談所	花春町の旧児童相談所建物（574.63㎡、27,266,900円）を平成19年3月に撤去したが、県有財産台帳の用途廃止処理が漏れていた。	平成22年5月6日付けで県有財産台帳の修正を行った。

（監査総務課）

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成22年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県教育委員会委員長から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年6月29日

福島県監査委員 青木 稔
福島県監査委員 亀岡 義尚
福島県監査委員 美馬 武千代
福島県監査委員 高野 宏之
24教財第176号
平成24年5月22日

福島県監査委員 青木 稔
福島県監査委員 亀岡 義尚
福島県監査委員 美馬 武千代
福島県監査委員 高野 宏之
様

福島県教育委員会委員長 印

平成22年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

平成22年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
会津教育事務所 （城西教職員公舎 物置）	県有財産台帳上では城西教職員公舎の建物として管理されているが、公有財産表を作成する際に、物置についてのみ電算処理の不具合により別の住所として記載された。	電算処理の不具合は、当該公有財産台帳上の区分が「職員公舎」ではなく、「その他財産」となっていたことが原因であったと判明したため、平成24年1月6日付けで台帳を修正済み。

（監査総務課）

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成22年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県公安委員会委員長から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年6月29日

福島県監査委員 青木 稔
福島県監査委員 亀岡 義尚
福島県監査委員 美馬 武千代
福島県監査委員 高野 宏之
福公委（務）第6号
平成24年5月22日

福島県監査委員 青木 稔
福島県監査委員 亀岡 義尚
福島県監査委員 美馬 武千代
福島県監査委員 高野 宏之
様

福島県公安委員会委員長 印

平成22年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

平成22年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
駐在所工作物 （二本松警察署）	平成18年3月の駐在所廃止に伴う建物及び施設の撤去時本件工作物に係る県有財産台帳の用途廃止処理が漏れていた。	平成22年8月18日に登記完了。 その後、平成22年8月27日に財産異動報告書により訂正措置済み。

（監査総務課）